

美里町民プラス^{ワン}1大学受講生募集！

町民の皆さんの学習の機会や交流の場を設ける「美里町民プラス^{ワン}1大学」の受講生を募集します！

この機会に、新しいことにチャレンジしてみませんか？

- 【日時】

下表のとおり
- 【場所】

コミュニティセンター ほか
- 【定員】

30名（申込順、定員になり次第締切）
◎町内在住で18歳以上のかたが対象
- 【費用】

無料
- 【持ち物】

筆記用具、飲み物、色鉛筆（大人のぬりえ講座受講日のみ）
- 【申込期間】

7月9日(火)～19日(金)
午前9時～午後5時
※電話または窓口で受付



日 時	午後1時10分～1時30分	午後1時30分～2時15分	午後2時30分～3時15分	午後3時30分～4時15分
8月9日(金)	開講式・オリエンテーション	e-スポーツ講習会	e-スポーツ講習会	e-スポーツ講習会
9月13日(金)	—	楽しく食べて健康に（キューピーマヨネーズ）	楽しく食べて健康に（キューピーマヨネーズ）	サークル活動
10月11日(金)	—	美里の昔ばなし	美里の昔ばなし	モルック体験
11月8日(金)	—	大人のぬりえ講座	大人のぬりえ講座	サークル活動
12月13日(金)	—	音楽コミュニケーション講座	音楽コミュニケーション講座	サークル活動
1月10日(金)	—	スマホ講座	スマホ講座	サークル活動
2月14日(金)	—	グループサークル活動発表	閉講式	—

申込み・問合せ＝教育委員会事務局 生涯学習係（コミュニティセンター内） ☎76-3431

水中運動教室 参加者募集！

町では、生活習慣病・介護予防を目的に、プールを活用した水中運動教室を実施します。

水中運動は、浮力により体重負荷が少なくなるので、膝や腰に不安のあるかたでも、比較的簡単に運動ができます。水中ウォーキングが中心で、泳げないかたも参加できますので、ぜひご参加ください。

- 【実施日】

右表のとおり
- 【時間】

7月～10月 午後3時～午後4時
11月・12月 午後3時30分～4時30分
- 【場所】

児玉郡市広域市町村圏組合余熱利用施設「湯かっこ」
- 【対象者】

町内に在住、在勤、または在学する18歳以上のかた
- 【定員】

30名（先着順）
- 【費用】

無料
- 【持ち物】

水着、水泳帽、タオルなど遊泳に必要なもの
- 【申込方法】

7月10日(水) 午前9時～電話受付開始
※受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日・祝日は除く）

実施日	
第1回	7月29日(月)
第2回	8月5日(月)
第3回	8月19日(月)
第4回	8月26日(月)
第5回	10月7日(月)
第6回	11月25日(月)
第7回	12月2日(月)

申込み・問合せ＝教育委員会事務局 生涯学習係（コミュニティセンター内） ☎76-3431

母子健康手帳の交付は、予約をしてスムーズに！

妊婦さんをお待たせすることなくスムーズに手続きができるよう、母子健康手帳の交付の手続きは、事前に予約をお願いします。

【手続きについて】

妊娠期から切れ目のない支援を提供できるよう、母子手帳交付時に保健師（看護師）が面談などを行います。所要時間は、1時間程度です。

- ・妊娠届出書の記入・提出・母子健康手帳の交付
- ・保健師（看護師）の面談
- ・妊産婦健康診査助成券、新生児聴覚スクリーニング検査助成券の交付
- ・妊産婦医療費助成制度の説明・・出産応援給付金の申請手続きなど

※出産応援給付金は、面談を行った妊婦さんご本人が対象となります。

原則、妊婦さんご本人の来所をお願いします。

○母子健康手帳とは

妊娠の経過やお子さんの成長に合わせた発達、健康診査、予防接種の記録など、お子さんと保護者にとって大切な健康記録簿です。

妊娠が確認されたら早めに妊娠の届け出をしましょう。

【必要なもの】

- ・妊婦さん本人の個人番号が分るもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
 - ・妊婦さん本人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード）
 - ・妊婦さん本人の口座番号がわかるもの（出産応援給付金の手続きのため）
- ※代理人が来所する場合は、こども未来課へお問い合わせください。



【交付場所・日時】

美里町役場 こども未来課

毎週月曜日～金曜日（12月30日～1月3日および祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

予約先・問合せ＝こども未来課 子育て支援係 ☎76-2277

介護保険利用者負担金助成制度をご活用ください！

介護保険利用者負担金助成制度とは、居宅サービスを利用した場合に、「申請」に基づいて利用者負担金の一部を助成する制度です。利用するには、事前に受給資格の認定申請が必要です。また、認定には有効期限があります（毎年7月31日）。

【対象者、助成額】

介護認定等を受けていて、4月1日時点で次のいずれかの要件を満たすかた

- ①令和6年度の町民税が世帯全員非課税で老齢福祉年金を受給しているかた…利用者負担金の2分の1
- ②令和6年度の町民税が世帯全員非課税のかた…利用者負担金の4分の1

【必要書類】

対象者の預貯金通帳（助成金の振り込みを希望する口座）

【その他】

下記については助成対象外となります。

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービスの利用者負担金
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）サービスの利用者負担金
- ・別の減額制度などにより、利用者負担金が減額になっている場合



問合せ＝介護福祉課 介護高齢者係 ☎76-5132